

岡崎市労働条件審査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市から工事及び業務を受注した事業者（以下「事業者等」という。）のもとで働く従業員等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備が適正に行われていることを審査するため、労働条件審査（以下「審査」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

(入札参加者への周知)

第2条 当該要領が適用される旨を、一般競争入札においては公告により、指名競争入札においては、指名通知により周知するものとする。

(審査の対象)

第3条 審査の対象とする事業者等は、次の各号のいずれかに該当する者の中から選定する。

(1) 市と一般競争入札実施要綱及び指名競争入札実施要綱の第2条第1項第1号、第2号及び第4号に該当する契約を締結している事業者及び下請事業者等。

(2) その他市長が必要と認める事業者及び下請事業者等。

(事業者等の選定)

第4条 審査の対象とする事業者等は、契約課長が選定し、市長の承認を得たものとする。

(審査の実施)

第5条 審査は、愛知県社会保険労務士会（以下「労務士会」という。）に委任して行うものとする。

2 審査を実施する者（以下「審査者」という。）は、社会保険労務士の資格を有するもので、労務士会の会員であるものとする。

(実施方法)

第6条 審査は、審査者が事前に関係書類の提出を求め、書類審査をしたうえで、審査対象の事業者等を訪問し書類確認、現地調査及び面談を行う。

2 審査の方法は、次のとおりとする。

(1) 書類確認 事前に事業者等に別表第1に定める関係書類のうち市と審査者が協議し決定した書類の準備を求めたうえで、労働社会保険諸法令の順守状況を確認するため書類審査を行う。

(2) 現地調査 審査者は、必要に応じて事業所内の見回り等を行う。

(3) 面談 事業者等の管理者及び従業員を対象に面談を行うものとする。

3 審査の実施に当たり、審査者から協力の要請があった場合は、事業者等との契約締結等を所管した発注課職員及び契約課職員は、審査に協力しなければな

らない。

(審査実施後の措置)

第7条 労務士会は、審査実施後、審査結果を労働条件審査報告書（調査関係書類一式）により、市長に審査結果を報告するものとする。

2 市長は、審査結果の報告を受け、必要と認めた場合は、事業者等に是正改善実施計画書の提出を求めるものとし、事業者等は、指定された期日までに市長に提出するものとする。

3 市長は、是正改善実施計画書の提出があった場合は、その内容を精査し、必要があると認めるときは、改善指導を行うものとする。

4 是正改善実施計画書を提出した事業者等又は改善指導を受けた事業者等は、指定された期日までに是正改善に係る報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

労働条件審査に係る関係書類一覧

番号	書類名称	備考	関連条文
1	就業規則（本社一括で届出をしているときは、その内容を確認できる書類）	直近の資料（常時10名以上の従業員を使用しているときは届出書、意見書）	労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条
2	給与規程	直近の資料	労働基準法第89条
3	その他規程	直近の資料（育児・介護休業規程、退職金規程、セクハラ防止規程、短時間勤務規程等）	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第21条 ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条 ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条
4	労働条件通知書	特定の3名[注1]について直近の資料（雇用契約書で代用している場合は不要）	労働基準法第15条
5	36協定書	直近の資料（法定外労働、法定休日労働がないときは不要）	労働基準法第36条
6	その他の労使協定	直近の資料（賃金控除、一斉休憩除外、育児適用除外、変形時間制等）	労働基準法第24条第1項、第32条の2～5、第34条第2項等
7	定期健康診断個人票（健康診断書可）	直近の資料2名分（管理職及び従業員1名分）	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条、労働安全衛生規則第43条、51条

8	雇入れ時の健康診断書	直近の資料2名分（管理職及び従業員1名分）	労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第43条、第51条
9	衛生推進者選任証要件確認書類（職歴を確認できる労働者名簿又は講習修了書修了証）	直近の資料（常時使用する従業員の数10～49名の場合のみ必要）	労働安全衛生法第12条の2、労働基準法第107条
10	安全教育マニュアル	従業員の雇入れ時に安全衛生について指導する資料があるときはその資料	労働安全衛生法第59条、第60条、第60条の2
11	緊急時連絡網	直近の資料	
12	喫煙マニュアル	直近の資料（全館禁煙としているとき、及び喫煙対策が業務に含まれていないときは不要）	健康増進法（平成14年法律第103号）第25条、労働安全衛生法第22条削除、第23条、第71条の2
13	出勤簿（タイムカード）	従業員全員分	労働基準法第32条、第109条
14	有給休暇管理台帳（有給取得の記録）	特定の3名に係るもの（前年1月分～直近の出力可能月の分までまたは直近1年分）	労働基準法第39条、第109条
15	有給取得率表	前年度の全員の年次有給休暇の取得率（取得日数÷付与日数（繰越分を除く））を一覧表にまとめてください。	労働基準法第39条、第109条
16	振替休日指示（許可書）	直近の該当事例に係る資料（1件）	労働基準法第35条、第109条
17	賃金台帳（ない場合は給与・賞与明細）	従業員全員分	労働基準法第108条、第109条
18	扶養控除等申告書	特定の3名について直近に提出されたもの	所得税法（昭和40年法律第33号）第194条
19	銀行振込依頼書（銀行に給与の振込依頼をしたもの）	特定の3名について直近1ヶ月の資料	労働基準法第24条、第109条
20	給与の口座振込に関する同意書	不作為抽出による従業員1名の資料	労働基準法第24条、第109条

21	社会保険資格取得確認等通知 最初の労働条件通知書 採用後6ヶ月の賃金台帳	不作為抽出による従業員1名の資料（できれば直近の採用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険法施行規則第6条、第9条、第10条 ・健康保険法施行規則第24条 ・厚生年金保険法施行規則第3条、第15条 ・労働基準法第15条、第108条、第109条
22	社会保険資格喪失確認通知書 退職届	直近の退職者1名に関する者（有期雇用契約の満了により退職する場合は、退職届に代えて最後の労働条件通知書を提出）	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険法施行規則第6条、第7条、第9条 ・健康保険法施行規則第29条 ・厚生年金保険法施行規則第22条
23	標準報酬額決定通知書（月額変更届の事業主控え） 総括表の会社控え	特定の3名について、直近のもの	健康保険法施行規則第26条 厚生年金保険法施行規則第19条
24	標準賞与額決定通知書 総括表の会社控え	特定の3名について、直近のもの（賃金規程上、賞与の支払いが予定されていないときは不要）	健康保険法施行規則第27条 厚生年金保険法施行規則第19条の5
25	雇用保険資格取得等確認通知書	番号「21」の従業員に係るもの	雇用保険法（昭和49年法律第119号）第7条、雇用保険法施行細則第9条
26	労働保険料概算・確定申告書及び算定基礎賃金集計表	直近の年度更新に係る資料（申告書及び労働保険料計算書）	<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第15条の2、第16条、第19条 ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行細則第24条、第25条、第33条、第38条 ・厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関

			する法律施行細則第2条の2
27	被保険者離職証明書 退職前1年分の賃金台帳 退職前1年分のタイムカード	退職者の退職前1年分のタイムカード	・雇用保険法第7条 ・雇用保険法施行細則第7条第1項及び第2項 ・労働基準法第32条、第108条、第109条
28	労働者名簿	特定の3名に関するもの 指定従業員に関するもの	労働基準法第107条、第109条
29	セクシャルハラスメントの発生の防止	直近の資料（従業員に配布しているリーフレット・相談窓口の記録等）	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条
30	パワーハラスメントの発生の防止への取組みが確認できる書類	直近の資料（従業員に配布しているリーフレット・相談窓口の記録等）	日本国憲法（昭和21年憲法）第11条、第13条
31	メンタルヘルスケアの取組みが確認できる書類	直近の資料（従業員に配布しているリーフレット・相談窓口の記録等）	労働安全衛生法第66条、第66条の4 労働契約法（平成18年法律第128号）第5条
32	子育て支援の取組みを確認できる書類	直近の資料（社内規程、従業員に配布しているリーフレット等）	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第21条
33	一般事業主行動計画作成届	直近の資料（会社全体の従業員数が100人以下の場合には不要）	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条

[注1] 「特定の3名」とは、管理職、フルタイム従業員、パート・アルバイト従業員とする。